

## 政策2-3 生涯を通じて学び成長する

### 1 政策の方向性

- 家族やコミュニティのつながりの希薄化が指摘される現代においては、これまでのつながりの強化に加えて、新たな絆づくりが必要とされています。
- 市民同士や、団体同士をつなげ、「地縁」に加えて、学びを通じた「知縁」による新たな絆を創造していくとともに、多世代が交流しながら、子どもたちは多くの大人との関わりの中で、自尊心や他者への信頼感、働くことの意義などを学び、シニア世代は子どもと積極的に関わり合う中で、生きがいを得る場づくり等を進めます。

(川崎市基本計画)

### 2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
「1年間に生涯学習をしたことがある」と回答した市民の割合 (市民アンケート)	25.2%	23.3%	30%以上
「自分の知識や技術を地域や社会に活かしたいと思う」と回答した市民の割合 (市民アンケート)	50.8%	53.6%	55%以上

### 3 施策の体系

#### 政策2-3 生涯を通じて学び成長する

施策2-3-1 家庭・地域の教育力の向上

施策2-3-2 自ら学び、活動するための支援

## 施策2-3-1 家庭・地域の教育力の向上



KAWASAKI  
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



### 1 これまでの主な取組状況

- 家族形態や地域における人と人とのつながりが変化中、身近な学びの施設である市民館において、家庭教育に関する学級・講座の開催をはじめ、PTAが開催する家庭教育学級の支援、企業等との連携による家庭教育事業等を実施しています。
- 中学校区や行政区単位で活動している地域教育会議では、子どもの豊かな成長の支援や生涯学習の推進を担う組織として、地域住民、子どもの育ちに関わる団体、学校教職員等が緩やかなネットワークを活かし、顔の見える関係づくりや地域の教育課題の解決に取り組んでいます。
- シニア世代をはじめとする地域の人材が主体となって子どもたちの学習や体験をサポートする「地域の寺子屋事業」については、令和3（2021）年10月までに71か所で開講するなど、地域の多世代が交流し、学び合う地域づくりにつながっています。



地域の寺子屋事業：体験活動の様子  
(ペットボトルロケット)



地域の寺子屋事業：学習支援の様子

### 2 施策の主な課題

- 核家族化の進行や、働き方の多様化、地域のつながりの変化等により、子育てに悩みや不安を抱える家庭もあることから、地域において家庭教育を支援する取組が今後も必要です。
- 地域全体で子どもを見守り育てる力を高めることなどを目的とした地域教育会議について、国の示す「地域学校協働本部」の役割を踏まえて地域教育コーディネーターを設置するなど、地域と学校の双方向の連携・協働に向けた丁寧な支援を行うことで、学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の教育力向上を図る必要があります。
- 地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」をさらに広げ継続していくために、運営団体やコーディネーターの発掘・養成に加えて、子どもたちの学習や体験活動をサポートする地域人材（寺子屋先生）や団体の確保が必要です。

### 3 施策の方向性

- ★ 家庭教育に関する学びの場への参加促進と、家庭教育を支援するためのネットワークづくりの推進
- ★ 中学校区地域教育会議における活動推進と、行政区地域教育会議における中学校区地域教育会議への支援・補完機能の強化
- ★ 地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」の全小・中学校への拡充と、継続した運営に向けた担い手づくりの推進

### 4 直接目標

- 大人と子どもなど、地域での多世代の交流を増やすとともに、家庭教育の悩みを軽減する

### 5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合 (寺子屋事業参加者アンケート)	87.6 % (平成26 (2014) 年度)	94.5 % (令和2 (2020) 年度)	90.0 %以上 (平成29 (2017) 年度)	92.0 %以上 (令和3 (2021) 年度)	95.0 %以上 (令和7 (2025) 年度)
家庭教育事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合* (家庭教育事業参加者アンケート)	91.4 % (平成27 (2015) 年度)	83.8 % (令和2 (2020) 年度)	92.0 %以上 (平成29 (2017) 年度)	92.5 %以上 (令和3 (2021) 年度)	93.0 %以上 (令和7 (2025) 年度)

\* 家庭教育事業参加者アンケートについては、平成 27 (2015) 年度から実施したため、計画策定時の値は平成 27 (2015) 年 4 月から平成 27 (2015) 年 12 月までの集計によるものです。

### 6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) ~ 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
<b>家庭教育支援事業</b> 子どもの健やかな育ちの基盤となる家庭教育を支援する取組として、家庭の役割や子育ての重要性を学び、親同士の交流を促進する学級・講座等を実施します。また、PTA等による家庭教育に関する学習活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民館等における家庭・地域教育学級等家庭教育に関する学習機会の提供 ・事業実施 (全区)</li> <li>● PTAによる家庭教育学級開催の支援 R2開催数: 54校</li> <li>● 全市・各区「家庭教育推進連絡会」の開催による関係者間の情報共有の推進 ・全市・各区で実施</li> <li>● 企業や地域団体等と連携した取組の推進 R2企業と連携した家庭教育講座の開催: 2講座</li> <li>● オンライン講座やデジタル教材の提供、身近な施設等での出張講座の開催の推進 ・ICTの活用や出張講座の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会の提供</li> <li>・開催への継続的な支援</li> <li>・全市・各区における「家庭教育推進連絡会」の開催</li> <li>・企業等と連携した事業実施</li> <li>・ICTの活用や出張講座による家庭教育の支援</li> </ul>	事業推進

施策 2-3-1 家庭・地域の教育力の向上

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) ~ 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
<b>地域における教育活動の推進事業</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。また、「子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。                 </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域教育ネットワークの構築に向けた取組の推進 川崎市地域教育ネットワーク推進会議の開催 数：年 3 回</li> <li>●「川崎市子ども会議」の充実による子どもの育ちと意見表明の促進 ・子どもの権利に関する条例に基づき川崎市子ども会議の開催</li> <li>●地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの実施 R2参加者数：1,764人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域教育会議を基軸とする緩やかな地域教育ネットワークの形成</li> <li>・地域教育コーディネーターの養成・設置</li> <li>・子ども会議の充実に向けた取組の推進</li> <li>・子どもの泳力向上に向けたプロジェクトの推進</li> </ul>	事業推進
<b>地域の寺子屋事業</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、地域が主体となって子どもたちに放課後週 1 回の学習支援と、土曜日等に月 1 回の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。                 </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進 設置か所数：72か所 (R3.11.1時点)</li> <li>●養成講座等による地域の寺子屋の運営に関わる人材（寺子屋先生・寺子屋コーディネーター）の確保 R2寺子屋の運営に参画した人材：938人</li> <li>●地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発 年 1 回開催</li> <li>●外国につながる児童を対象とする寺子屋分教室の実施 設置か所数：4か所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての小・中学校での開講をめざした取組の推進</li> <li>・養成講座の継続した実施と人材確保に向けた広報等の実施</li> <li>・人材確保に向けた広報等の実施</li> <li>・地域の寺子屋推進フォーラムの継続開催による事業の普及・啓発</li> <li>・地域の状況を踏まえた取組の推進</li> </ul>	事業推進

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

政策体系別計画

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進行管理・評価

## 施策2-3-2 自ら学び、活動するための支援



KAWASAKI  
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



### 1 これまでの主な取組状況

- 市民が学びの成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、更なる学びにつなげる、学びと活動の循環を推進していくための生涯学習事業の実施や、学びを通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりに取り組んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症による外出自粛下においても、市民館でのオンラインを活用した事業展開や、図書館での本の宅配サービスなどをはじめ、市民の学習ニーズに応えるサービスの継続に努めています。
- 市民館や図書館等の社会教育施設における多様な市民ニーズへの対応や施設の長寿命化など、生涯学習環境の整備に取り組んでいます。
- 老朽化が進んでいる教育文化会館については、川崎区の市民館として労働会館と空間や機能を融合し、効果的な運営ができるよう再編整備に向けた取組を進めています。
- 宮前市民館・図書館については、「新しい宮前市民館・図書館基本計画」（令和2（2020）年度策定）に基づき、鷺沼駅前への移転・整備に向けた取組を進めています。
- 市民の主体的な学びを支援するため、子どもたちの教育活動に支障のない時間は、校庭、体育館、特別教室を開放するなど、学校施設の有効活用を進めており、特別教室については、地域の多様な主体と連携・協働しながら、活用促進に向けた「Kawasaki 教室シェアリング」に取り組んでいます。



オンラインを活用したワークショップ



「Kawasaki 教室シェアリング」での学校施設の  
コワーキングスペースとしての活用やイベント開催

## 2 施策の主な課題

- 地域のつながりの希薄化とともに、超高齢社会や人口減少社会の到来が見込まれるなど、市民の知識・経験を地域の課題解決に活かすしくみや、社会参加・生きがいつくりにつなげる取組など、生涯学習が果たす役割が今後一層重要となります。また、ICTを活用した学習機会の提供など、市民の主体的な学びや活動を支えるためのさまざまな取組を進める必要があります。
- 社会状況の変化や市民ニーズが多様化する中で、市民館・図書館においても、これらの変化に的確に対応していくことが求められています。令和2（2020）年度に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえ、市民館・図書館が「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしていく必要があります。
- 市民館・図書館は、建築後30年以上経過している施設が約4割となるなど、老朽化への対応が必要となっています。
- 身近な地域における生涯学習や地域活動の場づくりを進めるため、学校施設開放においてよく利用されている校庭や体育館に加え、特別教室などの更なる有効活用のしくみづくりが求められています。

## 3 施策の方向性

- ★ 「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえた「行きたくなる」「まちに飛び出す」「地域の“チカラ”を育む」市民館・図書館をめざした取組の充実
- ★ 市民館・図書館等の利用環境の向上や、老朽化対策など、市民の生涯学習を支える環境整備の推進
- ★ 身近な生涯学習や地域活動の場としての、学校施設の更なる有効活用の推進

## 4 直接目標

- 市民が生き生きと学び、活動するための環境をつくる

## 5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
教育文化会館・市民館・分館の社会教育振興事業参加者数 (教育委員会調べ)	8.9万 人 (平成26(2014)年度)	1.3万 人 (令和2(2020)年度)	9万 人以上 (平成29(2017)年度)	9.1万 人以上 (令和3(2021)年度)	9.2万 人以上 (令和7(2025)年度)
教育文化会館・市民館・分館施設利用率 (教育委員会調べ)	56.6 % (平成26(2014)年度)	37.8 % (令和2(2020)年度)	56.9 %以上 (平成29(2017)年度)	57.3 %以上 (令和3(2021)年度)	57.7 %以上 (令和7(2025)年度)
市立図書館・分館における図書館の入館者数 (教育委員会調べ)	433.7 人 (平成26(2014)年度)	226.4万 人 (令和2(2020)年度)	435万 人以上 (平成29(2017)年度)	437万 人以上 (令和3(2021)年度)	439万 人以上 (令和7(2025)年度)
学校施設開放の利用者数 (教育委員会調べ)	260.9万 人 (平成26(2014)年度)	144.7万 人 (令和2(2020)年度)	261万 人以上 (平成29(2017)年度)	267.7万 人以上 (令和3(2021)年度)	268.1万 人以上 (令和7(2025)年度)
社会教育振興事業を通じて新たなつながりが増えた割合※ (事業参加者アンケート)	67.5 % (平成27(2015)年度)	46.6 % (令和2(2020)年度)	69.0 %以上 (平成29(2017)年度)	70.5 %以上 (令和3(2021)年度)	72.0 %以上 (令和7(2025)年度)
市立図書館における個人利用者への図書資料の貸し出し冊数 (教育委員会調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	548万 冊 (令和2(2020)年度)	—	—	600万 冊以上 (令和7(2025)年度)

※ 事業参加者アンケートについては、平成 27 (2015) 年度から実施したため、計画策定時の値は平成 27 (2015) 年 4 月から平成 27 (2015) 年 12 月までの集計によるものです。

## 6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) ~ 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
社会教育振興事業  教育文化会館・市民館・分館において、市民の自主的・主体的な学びを支援していくため、学級・講座やイベント等を実施・開催します。また、社会教育を担う団体やボランティアの育成・支援、ネットワークづくりなどを通して、学習と活動がつながる好循環を生み出し、学習や活動を通じた人づくり、つながりづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民が集う利用しやすい環境づくり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンスペースの活用</li> <li>・多様な講座等の実施</li> <li>・多様な広報媒体の活用に向けた検討</li> </ul> </li> <li>●多様な市民ニーズに対応した学びの支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・出張型の学級講座の実施</li> <li>・地域をフィールドにした事業の実施</li> <li>・動画配信やオンライン講座等の実施</li> </ul> </li> <li>●多様な主体の参加と協働・連携による地域づくり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民講師やボランティアの養成と活用</li> <li>・団体相互の交流の場づくり</li> <li>・市民館運営や事業企画への市民や団体の参画</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民が集う利用しやすい環境づくり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が気軽に集える居場所となるような施設利用促進のための取組の推進</li> <li>・あらゆる世代に向けた魅力ある事業の実施</li> <li>・戦略的な広報の充実</li> </ul> </li> <li>●多様な市民ニーズに対応した学びの支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な場所での学びの場づくりの推進</li> <li>・まちの資源を活かした取組の推進</li> <li>・ICTを活用した新たな手法による取組の推進</li> </ul> </li> <li>●多様な主体の参加と協働・連携による地域づくり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民講師やボランティアなど地域人材の活用に向けた取組の推進</li> <li>・地域団体の育成や交流に向けた取組の推進</li> <li>・市民館で活動する市民や団体をはじめ、多様な主体との協働・連携に向けた取組の推進</li> </ul> </li> </ul>	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
<b>図書館運営事業</b> 市民の読書要求に応え、市民の課題解決に役立つために、多様な図書館資料を集集・保存・提供するとともに、レファレンスの向上、インターネットやICTの活用、関係機関や学校図書館との連携促進などを図りながら、効率的・効果的な図書館運営をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一人ひとりの市民が使いやすいしくみづくり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・所蔵図書、資料の紹介資料の作成、啓発</li> <li>・読書普及に向けたイベント等の実施</li> <li>・図書館だより等を活用した広報の実施</li> </ul> </li> <li>●多様な利用ニーズに対応した読書支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・返却ボックスの設置、有料宅配サービスの施行</li> <li>・学校や地域団体、ボランティア団体と連携した取組の実施</li> <li>・図書館システムとICT活用によるサービス向上に向けた取組の実施</li> </ul> </li> <li>●地域や市民に役立つ図書館づくりの推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア養成研修、交流会の実施</li> <li>・関係機関等と連携した展示等の実施</li> <li>・資料の充実と蔵書構築の考え方の整理</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館の利用促進に向けた様々な取組の実施</li> <li>・戦略的広報の実施</li> <li>・来館困難者や高齢者、障害者等への支援などサービス向上の推進</li> <li>・多様な主体との連携や地域資源を活用した読書普及活動の推進</li> <li>・他施設等との相互連携によるサービス提供の充実</li> <li>・図書館システムの更新とICT活用による事業・取組の充実</li> <li>・ボランティアの育成・支援の取組の推進</li> <li>・他機関等との相互連携による取組の推進</li> <li>・多様なニーズに応えるための資料の充実、地域資料や課題解決等に役立つ資料の収集・提供</li> </ul>	事業推進
<b>生涯学習施設的环境整備事業</b> 市民の生涯学習や地域活動の拠点として、身近な学校施設を有効活用するとともに、資産保有の最適化を踏まえた社会教育施設等の長寿命化を推進するなど、市民の生涯学習環境の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民活動の拠点としての学校施設（校庭、体育館、教室等）の更なる活用の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>開放施設数：452か所</li> <li>・特別教室の活用に向けた「Kawasaki教室シェアリング」の実施</li> </ul> </li> <li>●老朽化した社会教育施設的环境整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハケ岳少年自然の家の改修等に向けた取組</li> <li>・幸市民館・図書館の詳細調査</li> <li>・各施設の老朽化対策の検討</li> </ul> </li> <li>●教育文化会館の労働会館との再編整備の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施設計、管理運営計画の検討</li> </ul> </li> <li>●宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備に向けた取組                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計、管理運営計画の検討</li> </ul> </li> <li>●市民館・図書館における多様なニーズに対応するための効率的・効果的な管理運営体制の構築                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「今後の市民館・図書館のあり方」に基づく効率的・効果的な管理・運営手法の検討</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設開放の継続的な実施と、「Kawasaki教室シェアリング」等による更なる利用促進に向けた取組の充実</li> <li>・資産保有の最適化を踏まえた施設の長寿命化に向けた計画的な取組の推進</li> <li>・R6供用開始に向けた取組の推進と教育文化会館の除去工事</li> <li>・管理運営計画に基づく効率的・効果的な管理運営手法の検討</li> <li>・移転・整備に向けた取組の推進</li> <li>・管理運営計画に基づく効率的・効果的な管理運営手法の検討</li> <li>・管理・運営の考え方の策定と取組の推進</li> </ul>	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価